

入札制度等県の発注方式の改善に関する決議

入札の執行方法や限度額を超える随意契約等県の発注方式については、これまで毎年度の決算審査特別委員会及び所管の委員会の審査において、透明性・公平性・競争性等を高める観点から、種々議論がなされてきたものの、今日まで抜本的な改善がなされるまでに至っていない。

予算の必要性・有用性が認められても、執行段階において公共投資として県内経済活動の活性化により寄与し、税金の有効活用として一層の効率化が図られるものでなければ、行政としての財務の適正な運用がなされているとは言い難い。

公金の支出に当たっては、事業所としてではなく、行政庁として県民の立場に立った公平かつ効果的な運用がなされる必要がある。

かかる視点に立って、今般、県議会・県政改革特別委員会において、県の発注方式全般について多角的に審査した結果、諸般の手続を次のとおり、新たな仕組みの創設も含め、改善するよう求めるとともに、議会においては十分な審議を行うことを決意するものである。

記

第1 設計価格の積算に当たっては、現場の実情を踏まえて必要経費を積算し、事業者の立場に立った正確な所要経費の積み上げを行うものとする。

(2) 設計労務単価の引き上げのため、発注に当たっては、所定労働時間、実物給与等に係る調査表を正確に記入すること、実績報告において現実的に可能な方法で賃金台帳の写しを添付すること、失業保険等の加入促進を元請の責任で行うこと等を受注者に対して求めるものとする。

(3) 指名競争入札において、労務賃金の支払いの誓約の有無を評価項目として加えた品確法（公共工事の品質確保の促進に関する法律）に合致した新たな発注方式の導入を図るものとする。

第2 建設・土木に関するすべての発注・契約は、県内企業等（県内に主たる営業所を置く企業等をいう。）と行うものとする。

(2) 発注内容において、県内企業等に施工実績がない場合は、関連業務に関する県内企業等がない場合を除き、県内企業等と県外企業等とのJV方式により県内企業等を発注・契約の相手方に加えるものとする。

(3) (1) 及び (2) の定めにかかわらず、次に掲げるものについては、県外企業等との契約を認めることができる。

① WTO対象事業

② 第11の長崎県の発注に関する監視委員会（仮称）等において、その必要性に関し、県外企業等への発注を認めるもの。

(4) (3) の②の発注に当たっては、一括管理の発注及び分離発注のいずれの場合にも県内企業等の受注機会が増えるよう、指名委員会や競争参加資格委員会等において毎年検証するものとする。

(5) 離島又は過疎地での建設・土木に関する発注においては、当該離島又は過疎地に主たる営業所を置く企業等への発注に十分配慮するものとする。

(6) (3) の②による取扱いの実績については、毎年度の県議会決算審査特別委員会の分科会において、集中審査を行う。

第3 建設・土木以外のすべての発注・契約は、第2の(1)に定める県内企業等と行うものとする。ただし、業務の特殊性・緊急性等により真に止むを得ない場合を除く。

(2) (1)のただし書を適用した県外企業等への発注・契約については、毎年度の県議会決算審査特別委員会の分科会において、集中審査を行う。

(3) 第2の(5)の定めは、(1)の建設・土木以外のすべての発注・契約について準用する。

第4 建設・土木に関する総合評価方式による入札においては、事業費の多寡に応じて総合評価の内容をより区分するなど、従業員数や一級技術者の配置数等企業の能力・経営実態等に応じて実質的にバランスのとれた受注機会が確保できるよう、新たな総合評価方式を制度設計するとともに、評価項目・配点割合等の評価基準等を含め、入札手続等検討委員会において県民目線に立って毎年検証するものとする。

(2) 入札の総合評価方式においては、(1)に定める企業の能力・経営実態等に応じてバランスのとれた受注機会が一定確保できる総合評価方式が試行され実績が上がるまでの間、事業費の多寡にかかわらず、工事の難易度や特定専門工事に係る特定技術力の必要性等発注の内容に応じて適切な総合評価方式を選択して実施するものとする。ただし、特定の業者へ発注が偏重しないよう配慮するものとする。

(3) (1)の検証内容については、所管の常任委員会において毎年集中審査を行う。

第5 建設・土木に関する総合評価方式による一般競争入札の手続期間については短縮するよう努めるものとする。

第6 指名競争入札における指名の組み方については、前年度までの完工高並びに従業員数や技術者の配置数等企業の能力・経

営実態等を勘案してバランスのとれた受注機会を確保するものとする。

(2) (1)の指名に当たっては、指名しようとする業者に係る当該年度における従前までの指名回数及び受注状況並びに総合評価方式による受注状況を参酌するものとする。

第7 プロポーザル方式による限度額を超える随意契約は根本的に見直し、公募型入札方式（総合評価方式）への移行を図るものとする。

(2) 当該入札による審査においては、価格及び技術（企画）提案の双方を合理的・総合的に評価するものとする。ただし、入札価格が十分尊重されるものとする。

(3) (1)の定めにかかわらず、大規模な建築物の建築又は大規模な改修に係る建築設計業務及び仕様書の作成が困難等の特殊な業務の発注については、価格についても十分配慮するプロポーザル方式を認めるものとする。

(4) (2)に定める価格及び技術（企画）提案の評価方法・配点基準については、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定に基づく手続により整理するとともに、(3)の特殊な業務の類型については、第11の長崎県の発注に関する監視委員会（仮称）等において定めるとともに、必要に応じ見直すものとする。

(5) (3)の定めによる取扱いの実績については、毎年度の県議会決算審査特別委員会の分科会において、集中審査を行う。

第8 プロポーザル方式によらない限度額を超える随意契約については、根本的に見直し、公募型入札方式（総合評価方式）又は一般の入札方式への移行を図るものとする。

(2) (1)の定めにかかわらず、発注に係る業務等の特殊性・緊急性等により、例外として公募型入札方式（総合評価方式）又は一般の入札方式によらない限度額を超える随意契約については、第11の長崎県の発注に関する監視委員会（仮称）等において、真に地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当するものとして業務を類型化するとともに、必要に応じて見直すものとする。

(3) (2)の随意契約のうち業務の性質、内容等から本来県で行うべき業務と考えられる業務の発注については、第11の長崎県の発注に関する監視委員会（仮称）等において発注の必要性、優位性等について特に認めたものでなければならない。

(4) (2)及び第7の(3)の定めにより業務を発注する場合は、業務の内容、発注の必要性、発注経費の積算の妥当性等について、個々の発注業務の案件毎に公表するものとする。

(5) (2)の限度額を超える随意契約については、毎年度の県議会決算審査特別委員会の分科会において、集中審査を行う。

(6) (5)の分科会においては、業務発注の必要性等についても併せて審査する。

第9 一者見積りによる随意契約は、限度額を超える超えないにかかわらず、原則として禁止するものとする。ただし、第8の(2)の定めによる場合並びに限度額の範囲内においてこれに準ずる場合等業務の特殊性・緊急性・地域性等により真に止むを得ない場合を除く。

(2) (1)の定めは、物品等の購入等においても同様とする。

(3) (1)のただし書を適用した一者見積りによる随意契約については、毎年度の県議会決算審査特別委員会の分科会において、集中審査を行う。

第10 発注における仕様書の作成においては、県内企業等がより多く入札等に参加できる内容にするとともに入札参加希望者が共通認識と共通理解をすることができる記載とするものとする。

(2) 総合評価方式による入札手続において、入札参加希望者が書類作成に当たって、発注者の制度運用上の取扱い及び仕様書の解釈等について相談する場合は、入札の競争性、客観性、透明性等を損なわない限りにおいて、国や他の都道府県等の取扱いを参考にしつつ可能な限り柔軟な対応を行うものとする。

(3) 物品の購入等において入札参加希望者が仕様内容を確認しようとする場合は、一定これに応える方途を設けるものとする。

第11 第2、第3、第7及び第8に定める事項を審査するため、知事の判断により、庁内に長崎県の発注に関する監視委員会(仮称)等を設置するものとする。

(2) (1)の委員会等は(1)の審査のほか、県が行うすべての発注・契約方式について、透明性、公平性、競争性、妥当性等の観点から、より適正な在り方について検討し実施する責務を負う。

(3) (1)の委員会等は、庁内において実効性を最も発揮し得る組織構成とし、必要に応じて開催する。

第12 県費による直接・間接の補助を得て事業を実施する者が行う発注について、県の発注方式に準拠した発注を行うよう指導するものとする。ただし、市町に対する補助事業及び個人又は少人数による小規模な団体に対する小規模の補助事業を除く。

(2) (1)の指導にもかかわらず、県費による直接・間接の補助を得て事業を実施する者がこれを遵守しないときは、翌年度からの補助採択に際し、発注方式の改善について積極的に検討するものとする。

(3) (1)による発注が特定業者に偏る場合は、その必要性、合理性等について、県費による直接・間接の補助を得て事業を実施する者から発注者において説明を求めるものとする。

(4) (2)及び(3)の事項について、毎年度の県議会決算審査特別委員会の分科会において、集中審査を行う。

以上、決議する。

平成24年 3月16日

長 崎 県 議 会